

第4回栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成22年12月15日（水）午後7：00～9：00

場 所： 市役所本庁舎3階 正庁

出席者： 児玉委員長他市民会議委員 42名、オブザーバー（西方町）4名
事務局：高橋総務課長他7名

議事要旨

○ 委員長

- ・ 前回の議事要旨については意見をいただいて、一部修正を行った。
- ・ 議事要旨はある程度まとめた形にせざるを得ない。自分の発言を中心にチェックして、どうしても修正したいところを事務局に問い合わせしていただきたい。
- ・ 本日から実際の条例の検討に入るが、事前に記入してもらったワークシートを参考に議論をしていただきたい。
- ・ 午後8時まで各グループで検討して、その後30分ほどで各グループの代表に発表をしていただきたい。
- ・ その後、その他の議題として、15分程度で平池委員（議会選出）に議会基本条例の説明をお願いしたい。

(1) グループ討議 議題：条例骨子の検討

（前文、目的、この条例の位置づけ、用語の定義、基本理念・基本原則）

○ 委員長

- ・ ワークシートを基に、意見を集約して発表してほしい。（班ごとに議論）

B班まとめ

○ B班副班長

- ・ 前文については、具体的に盛り込みたいものを箇条書きにした。
- ・ 目的についても同様に市民の権利や責務、協働のまちづくり等具体的に箇条書きにした。
- ・ 位置づけについては、条項の構文についてどうするか検討した。
- ・ 用語の定義については、全部の条文が決まってからでないと、後で直すところが出てくるのではないかと、という意見があった。
- ・ 基本理念・基本原則のところを検討しているところであり、もう少しで予定の工程が終わるところであったので、まとめてから発表させてもらいたい。

C班まとめ

○ C班委員

- ・ 5項目全ての検討を終えたが、検討の深さが足りないかもしれない。
- ・ 前文については、西方町を含む1市4町のトータル的な地域の特性と、新生栃木市としての理念は示すべきである。その前段として、目指しつつある地域主権の意義とその中における自治基本条例の役割もきちんと示すべき。
- ・ 目的については、旧栃木市、旧大平町どちらの条文も妥当である。ただ、各条項において「本市」ではなく「栃木市」と表現したほうがよい。また、「役割と責務」ではなく「権利と義務」あるいは「権限と責務」と対になる言葉を使ったほうがよいのではないか。
- ・ 条例の位置づけについては、旧大平町のものが端的でわかりやすい。だが、掲載位置は後半ではなく序盤にもって来るべき。文面としては旧大平町の56条と旧栃木市の2条1項と4項を合わせて整理してはどうか。
- ・ 用語の定義については、旧栃木市のものが妥当ではないかと思う。ただし、市民の中に事業所だけではなく、地域の活動団体や非営利な活動団体も入れておく必要があるのではないか。
- ・ 基本理念・基本原則については、旧大平町の条例が分かりやすく、的確であるのでそれを基に明確に整理したらどうかという議論で終わっている。

D班まとめ

○ D班委員

- ・ 前文については、西方町を含む各地区の特色や、市民の自治基本条例への気持ち、守っていこうという情熱を入れたらどうか。表現はなるべく分かりやすいものが多い。難しい言葉を使わざるを得ないところもあると思うが、分かりやすくなるように配慮すべきとの意見があった。
- ・ 目的については、旧栃木市、旧大平町をベースに検討していけばよい。
- ・ 位置づけについては、基本は旧栃木市、旧大平町をベースに検討していけばよいが、最高規範についての説明は、最高規範なのだから何をすればいいのか、何を守るのかを明記したほうがよいのではないか。
- ・ 用語の定義については、旧栃木市の5つの条項に「自治」を加え、その中にまちづくりや地域の活動等の文言を入れたらどうか。前文の中にある用語を加えるなど、容量を問わずに色々と細かく触れていった

らどうか。

- ・ 基本理念・基本原則については、2つの条例を基に言葉や言い回しについて検討すればよいのではないか。
- ・ 全体を通して、一般市民に理解をしてもらえる条例、文章にしていきたいという意思で検討していきたい。

E班まとめ

○ E班班長

- ・ 全体を通して字句の定義への理解が各委員で一致していないので、議論がなかなか進まない。
- ・ 前文については、1市4町の特性や、市民の議会に対する反問権を入れたいのではないかという意見があった。市の位置づけとしては、県名発祥の地であること、栃木市のまちづくりは市民が自覚を持つこと、栃木市がどのような栃木市を目指すのか、そういったことを取り入れてほしい。
- ・ 目的については、旧栃木市、旧大平町をまとめればいいが、ここでいう「協働」の意味がわからないという意見があった。
- ・ 位置づけ以降は検討できていない。

F班まとめ

○ F班班長

- ・ 前文については、市民が主体であるということ、そしてせっかく合併したのだから全ての地域の歴史、自然、伝統等を入れられればよいという意見があった。ただ、一方で南北に長い栃木市では全ての地域について入れるのは難しいのではという意見もあった。表現としては、柔らかく、平易な文章のほうがよいと思われる。
- ・ 全体としては当然旧栃木市、旧大平町の二つの条文を土台にしていくという前提で、みんなワークシートを作成したり、議論を行っているので、その方向で検討は進むだろうと思われる。ただし、限られた時間のなかで結論を出していくためには、事務局の努力が相当必要であるが、精査した材料を用意してもらえればもっと効率よく進めることができると思われる。

A班まとめ

○ A班班長

- ・ A班は前文に多くの時間を割いた。

- ・ 前文について、歴史と文化のまちとして、西方町を含む各地域の固有の名称をいれたらいいのではないか。また、文章の中にイラストなどを入れて誰でもわかりやすい、優しさ感じる心配りができればいいという意見があった。
- ・ 目的については、市民の権利と責務をきちんと果たすことや、市長、行政、議会の責務や、市政の運営をきちんとやるということを取り入れてもらいたい。
- ・ 条例の位置づけについては、まちづくりの基本、市民自治、市政運営について検証と見直しをしていくものとしていきたい。
- ・ 用語の定義については、「まちづくり」や「協働」についての説明を加えてもらいたい。
- ・ 基本理念と基本原則については、自治基本条例は市民が主体であるというのが大原則なので、市民の人権尊重と、情報共有に努めてもらうということを盛り込みたい。

委員長まとめ

○ 委員長

- ・ 班ごとに発表する順序は、ABCの順に、今回はB班から、次回はC班から発表する。こうやって会議のルールを決めていくことも重要。
- ・ 前文については、なるべく地域の特色を盛り込みたいが、それを全部入れてしまうと栃木市の観光案内のような膨大な前文になってしまうので、どう言葉を絞っていくかが重要。
- ・ 目的については、権利、義務の意義を確認しなければならない。
- ・ 条例の位置づけについては、最高規範性を盛り込んでいくことについての議論があったと思われる。
- ・ 用語の定義については、専門用語であれば一義的で明確だが一般的には分かりにくい。一方、分かりやすい馴染みのある言葉だと多義的で、法令用語としては使いにくい。このバランスをいかにとっていくかがこれからの課題である。特に「協働」、「自治」等の言葉には注意が必要。
- ・ 基本理念については、旧栃木市で「まちづくり」や「市民主体」という言葉が盛り込まれており、基本原則については、旧大平町で「人権の尊重」や「自然との共生」、「参画」、「情報共有」とよく整理されているとの意見があった。

- ・ 議論が消化不良という意見もあるので、次回第5回市民会議でもう一度、検討項目1から5についての議論をしたいと思います。
- ・ これからの議事の取りまとめ方は、基本的に議事要旨とワークシートのまとめになる。議事要旨は簡潔に、各班で発表したことを中心に簡単にまとめる。自分の意見が班長に発表してもらえないなどのこともあるので、ワークシートをコピーして取りまとめて、資料として全員に提供する。ワークシートを取りまとめるときは、班毎に取りまとめはするが、個人名は記載しない。
- ・ 次回は、そのワークシートを基に、情報を共有しながら、効率的に議論することができると思う。
- ・ 今後、意見を出し合って事務局として条例骨子をまとめ、それに意見をもらう。そしてさらに条例素案として提供し、また意見をもらうということを何度か繰り返す。ワークシートについてはその条例骨子、条例素案を作るための基礎になってくるので、特別な思い入れがあるものについては詳細に記入してもらいたいが、逆にキーワードだけでいいというのなら、箇条書きで記入してもらってかまわない。
- ・ ただ、全員の意見をまとめていかなければならないので、詳細に記入してもらったからといって条例素案に取り入れるとは限らない。それでも取り入れてほしいということなら、骨子案や素案のところで改めて意見を出してほしい。
- ・ ワークシートの作成は大変労力のかかることだが、事務局としてもその労力が無駄にならないように努めるので、ご協力願いたい。
- ・ ワークシートをワープロで作成したいという方は、もちろんそれでもかまわないので、作成したものを事務局に提出してほしい。
- ・ 要望だが、各班ポストイットを使ったり、模造紙を使うなど議論の仕方が班によって異なるが、私としては黙々と作業に打ち込むより、積極的に議論してもらいたい。話し合うことが大切で、お互い違う意見があることを認識して、限られた時間の中でまとめあげることを経験していくことが大切。それが自治基本条例の担い手を作っていくことにつながる。それを理解したうえで、作業をしてもらいたい。

(2) その他

議会基本条例について

○平池委員

- ・ 自治基本条例市民会議が始まったばかりなのに、議会基本条例が先行して住民説明会を行うことは、いかがなものかという指摘を受けて、それについての説明をしたい。
- ・ はじめに、あくまでもこの市民会議の主役は市民の方々であり、私たち5人の議員はオブザーバーのような立場で市民会議に参加していくと申し上げた。それと同時に議会でも議会基本条例を作成しているという報告をしたと思う。そして、自治基本条例市民会議の考えと議会基本条例を作っていく考えのすりあわせを行っていきたいと申し上げたと思うが、指摘を受けたようなことになってしまい、この場で謝らせてもらいたい。
- ・ 議会基本条例の進捗状況は会議の回数を増やし進みが早くなっており、当初は12月定例会に上程する予定であった。しかし、住民説明会において様々な指摘をいただき、より良いものにするために、3月定例会の上程を目途に進めているところである。
- ・ こういった進捗状況を説明しなかったことを謝罪したい。自治基本条例市民会議に説明をした後に、住民説明会を行うべきだったと反省している。
- ・ それを踏まえたうえで、これから自治基本条例市民会議において議会について議論されるなか、なぜ議会基本条例を作らなければならないのかということ、議会も自治基本条例に沿った形で議会としての役割、責務、権限を明確にすべきであるという基本理念があるためである。
- ・ 地方分権の流れのなかで、議会は執行機関が住民の意思に沿って運営されているかをチェックするものでなければならないということを議論している。そういうことをすることが、真の開かれた議会作りに繋がるのではないか、まずは市民から信頼される議会を作っていきたいという思いで議論している。そういった主体的な思いの結果が議会基本条例の進捗の速さに繋がっているということを知ってほしい。
- ・ 議会基本条例を制定したとしても、自治基本条例の方が上位の条例になるので、自治基本条例で明確になった議会についての条項に関しては、しっかりと検証し、それを盛り込んだ議会基本条例になることを約束する。

○委員長

- ・ 議会基本条例は当初12月議会上程の予定であったが、3月議会を目途に検討をしていて、住民説明の機会を増やし、より慎重に検討を進めているということであった。

- ・ 自治基本条例市民会議と平行して進めていく中で、情報共有できなかったことは説明したとおりであり、これからはお互いに情報共有に努めていかなければならない。
- ・ 仮に先行して議会基本条例が制定された場合でも、自治基本条例で決定した議会に関する条項は、議会基本条例の中にも反映されていくということが明確に説明された。

○委員

- ・ 謙遜してのことだと思うが、盛んにオブザーバーと言っているが、この場において議員の皆さんは各団体選出の委員と同じ立場で参加してもらわないと困る。

○平池委員

- ・ オブザーバーという発言は、皆さんの意見が出しやすい環境を重視した結果だと理解してほしい。
- ・ 発言をしないというわけではなく、了解をいただければ、一委員として発言をしていきたいと思う。

○委員長

- ・ 私としては議員の皆さんに関してはオブザーバーとしてではなく、委員の一員として参加してもらっている。先ほどの平池委員のオブザーバーという発言は、決して責任逃れと言う意味ではなく、謙遜という意味で発言したものだ理解している。平等な立場で会議に参加してもらいたい。他の委員の皆さんもそういう意識で議員の皆さんと議論してもらいたい。

○委員

- ・ 自治基本条例が完成した場合、条例の冊子は市内5万以上ある各世帯に配布されるのか。配布するとなるとかなりの費用になるが、そのところを教えてほしい。

○事務局

- ・ 旧栃木市において条例制定時にどのような対応をしたかという点、解説をホームページに載せる以外に、パンフレットを作成し全世帯に配布した。費用もかかったが、パンフレットの裏面に広告を掲載し経費の一部を賄った。

- ・ 自治基本条例は24年度に制定予定だが、条例の周知に関しては、あらためて検討させてもらいたい。

○委員長

- ・ まだ、先の話になるが効果的な周知の方法を検討してもらいたい。

○副委員長

- ・ 先ほど、平池議員から議会基本条例は自治基本条例に則っていくという話があったが、3月議会の上程ということで、時間があるのであれば、議会基本条例の中に「自治基本条例に則る」という趣旨を条項のなかに付して提案すれば、今の話の内容が明確になると思われるので、そのように要望する。【賛同拍手多数】

○委員長

- ・ 議会基本条例の議案を上程する際には、先ほどの内容のことを付帯決議として付することを要望する

○委員

- ・ 時間的に、先にEメールで通知やワークシートなどを送ってもらって、回答を記入して、Eメールで送り返すことができないか。

○委員長

- ・ Eメールで連絡可能な方は、そちらで対応する。ただし、会議当日には各自ワークシートを印刷して持参してもらいたい。

○委員長

- ・ 議会基本条例について、市民会議の委員からの意見や質問については、事務局に意見を提出してほしい。いただいた意見はこの市民会議に参加している議員が議長に合意を取って回答するようにしたい。

終了